

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	支障の除去等のための措置命令	
根拠法令・条項	堺市循環型社会形成推進条例第27条	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>(措置命令) 第27条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号の全てに該当すると認められるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等(廃棄物処理法第19条の5第1項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第19条の6第1項に規定する排出事業者等(以下これらを「法対象者」という。)を除く。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲のものでなければならない。</p> <p>(1) 土地所有者等が前条第2項の規定による勧告(第24条第2項の措置に係るものに限る。)に従わないとき。 (2) 法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。 (3) 土地所有者等が、当該処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたとき、その他第24条第2項の規定の趣旨に照らし土地所有者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であると認めるとき。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <input type="checkbox"/> ・弁 明 <input checked="" type="checkbox"/>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	